

緊急時の対応

台風時における対応について

当日、本県西部もしくは尾張東部、または名古屋市に暴風警報が発令されている場合。

(1) 午前7時40分までに警報が解除された場合には、中学生一日体験入学を通常通り行います。

7:40までに解除警報発令 9時30分から説明会

(2) 午前7時40分までに警報が解除されない場合は、中学生一日体験入学を中止します。

(3) 夏休み説明会の実施中に警報が発令された場合には、参加者の安全に配慮のうえ、継続の有無を学校が判断します。

※尾張東部とは、

名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

交通機関の故障、道路や橋の破壊等で危険な場合には登校しないでください。

* 居住する地域が「尾張東部」または「名古屋市」に該当しない参加者は、自ら居住する市または町において暴風警報が発令されている場合、無理に説明会に参加することは控えてください。

自宅を出た後、「尾張東部」または「名古屋市」のいずれかの地域において、暴風警報が発令されるなど登校が困難になった場合、学校へ連絡するとともに、次のうち一番安全な方法をとってください。

(ア) 安全な場所に避難する (イ) 帰宅する (ウ) 学校に登校する